



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 54/2015年4月号

発行日：2015年4月20日

3月決算の会社においては、新年度の幕開けと同時に、前年度の決算業務に忙殺される季節となりました。毎年のことではありますが、どうぞご自愛いただき、もしばらく続く繁忙期を乗り切ってくださいと思います。

### I. 最新情報（2015年3月1日～2015年3月31日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2015年3月 27日	意見	IASB 公開草案「株式に基づく報酬取引の分類及び測定（IFRS 第2号の修正案）」に対する意見について	平成26年11月25日に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「株式に基づく報酬取引の分類及び測定（IFRS 第2号の修正案）」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成27年3月25日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

#### 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

#### 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2015年3月	公開	「公会計委員会実	日本公認会計士協会（公会計委員会）では、「独立行政法人に対す	—

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

19日	草案	<p>務指針第2号「独立行政法人監査における法規準拠性」、同実務指針第3号「独立行政法人監査における経済性・効率性等」、同実務指針第4号「独立行政法人における連結財務諸表監査」、同実務指針第5号「独立行政法人監査における会計監査人の独立性の保持の取扱い」、同実務指針第6号「国立大学法人等監査に関する実務上の留意点」及び同実務指針第7号「独立行政法人監査における監査報告書の文例」の一部改訂」（公開草案）の公表について</p>	<p>る会計監査人の監査に係る報告書」（独立行政法人監査基準）が平成27年1月27日に改訂されたことを受けて、独立行政法人等の監査に関する公会計委員会実務指針第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号の見直しについて検討を行って参りました。</p> <p>この度、一応の結論が得られましたので、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたします。</p>	
2015年3月31日	その他	<p>「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&amp;A」の一部改訂について</p>	<p>独立行政法人の会計に関する認識、測定、表示及び開示について定める「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（以下「独立行政法人会計基準」という。）が、平成27年1月27日に改訂されました。主な改訂項目は、セグメント情報の開示、運営費交付金の収益化基準、注記及び附属明細書及び退職給付会計基準等になります。同改訂を受け、平成27年3月に、独立行政法人会計基準の実務上の留意点を定める「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&amp;A（以下「Q&amp;A」という。）について、総務省行政管理局、財務省主計局及び日</p>	—

			本公認会計協会の三者で会計基準改訂に係る関係規定の整備を行うものです。なお、改訂後のQ&Aについては、平成27事業年度から適用されます。	
--	--	--	--	--

## 5. IT 関係 (IT 委員会)

特になし

## 6. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2015年3月 18日	公開 草案	「中小事務所等施策調査会研究報告「監査役等への品質管理レビューの結果等の説明文書の様式例」(公開草案)」の公表について	<p>現在公開草案手続中の監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」の改正案において、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を監査役等に書面で伝達しなければならないとの要求事項が追加され、これには、品質管理レビューの結果及び公認会計士・監査審査会が行う検査の結果が含まれると規定されています。日本公認会計士協会(中小事務所等施策調査会)では、この改正案に対応し、中小規模の監査事務所が、品質管理レビューの結果等を監査役等に書面で伝達するに当たり、書面の作成の参考に資するための様式の検討を行ってまいりました。</p> <p>このたび一応の検討を終えたため、中小事務所等施策調査会研究報告「監査役等への品質管理レビューの結果等の説明文書の様式例」(公開草案)として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>なお、本公開草案の様式例は、平成26年度の品質管理レビュー制度に基づいて作成しておりますが、今後、平成27年度の品質管理レビュー制度を前提にした様式例の見直しを行うことを予定しております。</p> <p>本公開草案についてご意見がございましたら、平成27年4月1日(水)までに、下記に、電子メール又はFAX(できるだけ電子メールでお寄せくださいますようお願いいたします。)によりお寄せください。</p>	—

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

今回は、平成27年3月期の決算における留意点について説明します。

なお、参考資料として、財務会計基準機構のウェブサイト(企業会計基準委員会議事録)、日本公認会計本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

士協会機関紙会計・監査ジャーナルを使用し、適宜、加筆及び抜粋を加えています。

また、本文中、改正基準等の早期適用を考慮せず、意見にわたる部分は筆者の私見であることを、あらかじめ申し添えます。

#### A. 「退職給付に関する会計基準」等の適用

##### 1. 平成26年4月1日以降開始する事業年度の期首から適用

- ①退職給見込み額の期間帰属の方法
- ②割引率及び予定昇給率の設定方法
- ③複数事業年度制度の取り扱い
- ④過去勤務費用の特別損益への表示

##### 2. 適用初年度の会計処理及び開示

過去の期間の遡求処理は行わず、適用に影響額を適用初年度期首の利益剰余金に加減します（退職給付に関する会計基準37項）。

また、当期又は過去の期間に影響額がある場合、又は将来の期間に影響を及ぼす可能性があるときは、会計方針の変更として以下の注記をします（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準10項）。

- ①会計基準等の名称
- ②会計方針の変更の内容
- ③経過措置に従って会計処理を行った旨及び将来への影響。
- ④影響を受ける財務諸表の主な表示科目に対する影響額及び1株当たり情報に対する影響額。

#### B. 改正企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」の公表

##### 1. 平成27年3月26日公表日以降最初に終了する事業年度の年度末から適用

###### ①複数事業主制度に準じた場合の開示

###### (1) 厚生年金基金の場合

- ・「数理債務」から「未償却過去勤務債務残高」を控除したものを「責任準備金（プラス $\alpha$ 分）」とします。
- ・「数理債務」の額「未償却過去勤務債務残高」の額は、欄外に注記します。
- ・「数理債務」と「未償却過去勤務債務残高」を合計した従来の「給付債務」は表示しません。
- ・「責任準備金（プラス $\alpha$ 分）」と「最低責任準備金」を合計したものを「責任準備金」として表示します。

###### (2) 確定給付企業年金の場合

- ・「数理債務」から「未償却過去勤務債務残高」を控除したものを「責任準備金」とします。
- ・「数理債務」の額「未償却過去勤務債務残高」の額は、欄外に注記します。

## 2. 注記事項

- ①注記事項「直近の積立状況等」の「年金財政計算上の給付債務の額」を「年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額」と変更します。
- ②表示方法の変更として過去の期間における注記についても新たな表示方法を適用します（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準14項）。

### C. 企業結合会計基準等の改正

平成26年4月1日以降開始する事業年度の期首から早期適用することができますが、今回は省略します。

### D. 平成27年度税制改正に係る改正法

#### 1. 法定実効税率の算定

①事業税における標準税率と制限税率が改正され、各地方団体により標準税率と超過税率を定めま

す。

$$\text{②法定実効税率} \\ = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{住民税率}) + \text{地方法人特別税率} \times \text{事業税率}(*1) + \text{事業税率}(*2)}{1 + \text{地方法人特別税率} \times \text{事業税率}(*1) + \text{事業税率}(*2)}$$

(\*1) 事業税の標準税率

(\*2) 各地方団体が定めた事業税率（標準又は超過税率）

現行（東京都）

$$= \frac{25.5\% \times (1 + 4.4\% + 16.3(*3)\%) + 67.4\% \times 4.3\% + 4.66(*3)\%}{1 + 67.4\% \times 4.3\% + 4.66(*3)\%} \\ = 35.64\%$$

平成27年4月1日以降開始事業年度（東京都）

$$= \frac{23.9\% \times (1 + 4.4\% + 16.3(*3)\%) + 93.5\% \times 3.1\% + 3.46(*3)\%}{1 + 93.5\% \times 3.1\% + 3.46(*3)\%} \\ = 33.10\%$$

平成28年4月1日以降開始事業年度（東京都）

$$= \frac{23.9\% \times (1 + 4.4\% + 16.3(*3)\%) + 152.6\% \times 1.9\% + 2.26(*3)\%}{1 + 152.6\% \times 1.9\% + 2.26(*3)\%} \\ = 32.34\%$$

(\*3) 東京都の超過税率。標準税率によると上記の実効税率は以下の通りとなります。

現行 34.62%   平成27年度 32.11%   平成28年度 31.33%

## 2. 事業税率（超過税率）の取り扱い

上記1については留意点があります。

税制改正に係る改正法案は3月31日公布ですが、例えば東京都条例改正による新税率は4月1日公布となっている点です。

上記の計算式では、第307回企業会計基準委員会議事録により、平成27年度税制改正に係る改正法が平成27年3月31日までに公布された場合、「仮に平成27年度税制改正に係る地方税法等改正法が平成27年3月31日までに公布されたが、各地方団体の改正条例が平成27年3月31日までに公布されない場合、これまでの実務を踏まえ、平成27年3月末決算における法定実効税率は、地方税法等改正後の事業税率（標準税率）を算定の基礎とすることになると考えられる。」を適用しています。具体的には、事業税率の超過税率について、3月31日時点での標準税率と超過税率の差である0.36%を、標準税率に足したものを超過税率として推定しています。

実際は、4月1日公布の条例では、0.3%を足したものでした。

実務では、上記の計算式によるもので構わないと思いますが、今後の動向には注意してください。

以上

### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703